

姫路市障害福祉推進計画（案）

概要版

障害のある人もない人も、ともに生き、ともに輝くまち「ひめじ」

I

計画の位置付け（本編 P3）

根拠法令と計画名

本計画は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定することとします。

他計画との関係

◆ 総合計画

本計画は姫路市総合計画のうち障害児・者福祉領域におけるものです。

◆ 福祉・保健計画

姫路市地域福祉計画、姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画、姫路市子ども・子育て支援事業計画（※）、ひめじ健康プラン（姫路市保健計画）、及び姫路市教育振興基本計画などと、相互に連携を図り、他計画で一貫して推進すべきあるいは横断的に推進すべき施策を除いて、障害のある人に関するより専門的、個別的な領域を受け持つものです。

※ 今後、こども分野に関しては新たな計画が策定される予定ですが、当該計画策定後も引き続き連携を図ります。

2

計画の期間

(本編 P4)

令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)

本計画は6年間の計画とし、令和11年度に次期計画の策定を行います。なお、成果目標及び障害福祉サービス等の見込量については、国の基本指針や報酬改定に応じて3年ごとに見直しを行うこととします。

3

計画の基本理念

(本編 P13)

障害のある人もない人も、ともに生き、ともに輝くまち「ひめじ」

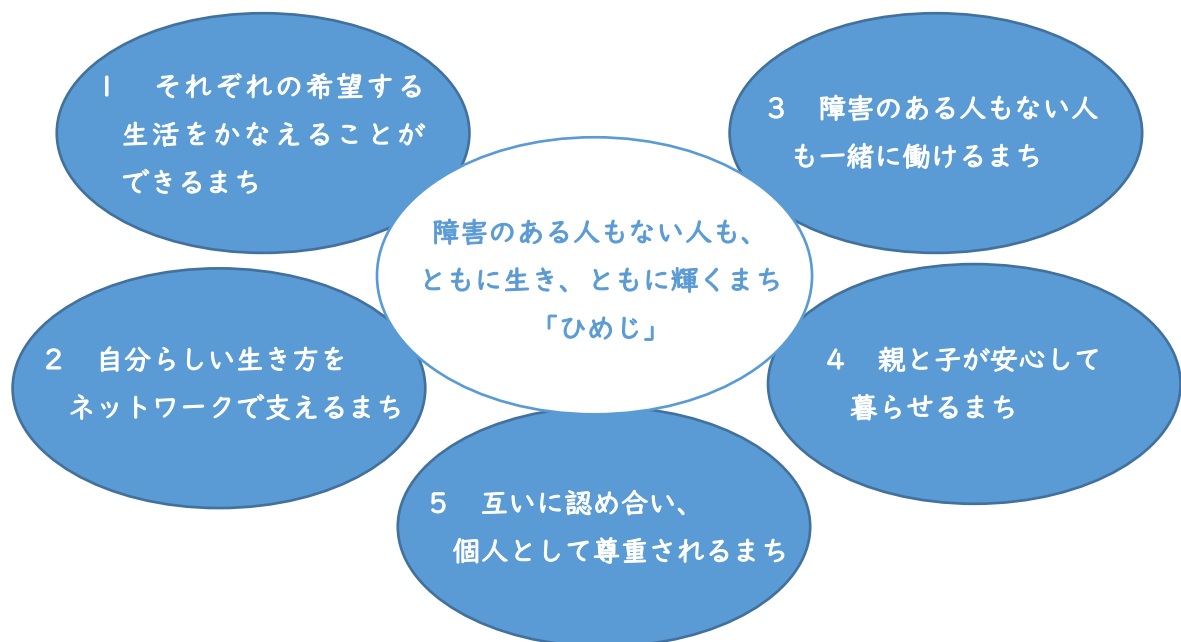
障害者基本法第1条において定める障害の有無にかかわらず共生社会の実現と、姫路市総合計画において目指す「ともに生き ともに輝く にぎわい交流都市 姫路」に即した理念とします。

4

計画の基本指針

(本編 P13)

基本理念を踏まえ、本計画の基本指針を定め、計画の方向性を示します。



5

計画の重点目標及び重点施策

(本編 P14)

姫路市の障害福祉において、大きく5つに整理した課題への対応を重点目標とします。また、各重点目標について、それぞれ重点施策を設定します。

1 充実した日常生活を支える体制の構築

身近な地域における相談支援体制の確立、健康な生活を守るための医療、障害福祉サービス等の確保、スポーツ・文化活動等の場の充実、積極的な外出を支援する施策の実施など、障害のある人の充実した日常生活を支える支援体制の構築を目指します。

重点施策① 障害福祉サービス人材及び相談支援人材の確保・育成

2 地域で暮らし続けるための支援

障害のある人が地域で安心して生活し続けられるよう、必要な生活基盤となる住環境の確保による支援の充実、安全な生活環境の整備を目指します。

重点施策② 地域生活を支える仕組みの構築

3 就労支援体制の充実

障害のある人の社会的自立・社会参加の促進に向けた、雇用・就業支援等の充実、福祉的就労の場の確保・拡大を目指します。

重点施策③ 一般就労への移行及び職場定着の推進

4 生涯を見据えた就学前・学齢期における支援の充実

乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の充実やインクルージョンの視点を踏まえた育成支援体制の構築を目指します。

重点施策④ 重度障害児・医療的ケア児への対応

5 権利擁護・差別解消の推進

社会的障壁を除去するために、障害に対する理解、障害による差別の解消の促進、障害のある人に対する情報提供の充実、自己決定の尊重及び意思決定の支援に取り組み、障害者の権利擁護を推進します。

重点施策⑤ 障害に対する理解促進・差別解消の推進

6

施策体系 (本編 P16)

1 充実した日常生活を支える体制の構築

(★) …重点施策

A 障害福祉サービス人材及び相談支援人材の確保・育成 (★) (本編 P17)

- (1) 事業所指導等及びサービス従事者研修等の充実
- (2) 障害福祉サービス等従事者の確保
- (3) 相談支援体制の更なる推進
- (4) ピアサポーター支援の充実

B 障害福祉サービス提供体制の充実 (本編 P18)

- (1) 短期入所事業の充実
- (2) 共生型サービスの周知・検討
- (3) 高齢化への適切な対応
- (4) 感染症への対応

C 日常生活支援の充実 (本編 P19)

- (1) 医療が必要な人への支援
- (2) 補装具費・日常生活用具費等の支給
- (3) 各種手当等の支給による経済的負担の軽減

D 社会参加の機会促進 (本編 P19)

- (1) スポーツ・文化芸術活動等の場の充実
- (2) 外出支援の充実

2 地域で暮らし続けるための支援

A 地域生活を支える仕組みの構築（★）（本編 P20）

- (1) 地域生活を支援するための環境整備
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 精神障害のある人への相談支援の提供
- (4) 行動障害の支援体制の強化
- (5) 地域での交流促進・居場所づくり

B 施設入所者・病院入院者の地域移行（本編 P21）

- (1) 地域生活を支援するための環境整備
- (2) 地域移行の推進

C 暮らしやすいまちづくりの推進（本編 P22）

- (1) バリアフリー化の推進
- (2) 住宅改造費助成の活用

D 安全・安心の確保（本編 P22）

- (1) 防災体制の整備
- (2) 緊急連絡体制の確保・緊急通報への対応力の向上

3 就労支援体制の充実

A 一般就労への移行及び職場定着の推進（★）（本編 P23）

- (1) 就業の安定と自立の支援
- (2) 就労に係る障害福祉サービスの利用による支援
- (3) 就労支援関係者の連携
- (4) 多様な働く機会の確保

B 福祉的就労の促進（本編 P24）

- (1) 就労移行支援事業の利用による支援の充実
- (2) 就労機会の拡大
- (3) 障害者優先調達推進
- (4) 生産活動事業の促進、工賃向上への取り組み

C 農業と福祉の連携（本編 P25）

- (1) 農福連携への支援

4 生涯を見据えた就学前・学齢期における支援の充実

A 重度障害児・医療的ケア児への対応（★）（本編 P25）

- (1) 重度の障害のある子どもを受け入れる放課後等デイサービス事業所の確保
- (2) 医療的ケアの必要な子どもへの対応

B 発達支援システムの構築（本編 P26）

- (1) 総合的な支援の推進
- (2) 児童発達支援センターとしての機能強化

C インクルーシブ支援の構築（本編 P27）

- (1) 保育体制の充実
- (2) 就学後の支援体制の充実
- (3) 教育体制の充実
- (4) 関係機関の連携と切れ目のない支援

D 家族に対する支援（本編 P28）

- (1) 児童支援に関する窓口の設置
- (2) 地域子育て支援拠点事業実施施設の活用
- (3) 介護者のレスパイトケア

5 権利擁護・差別解消の推進

A 障害に対する理解促進・差別解消の推進（★）（本編 P28）

- (1) 各種啓発事業の実施
- (2) 手話への理解と普及の促進、環境整備

B 障害のある人への虐待防止（本編 P30）

- (1) 施設従事者等からの虐待防止
- (2) 虐待防止への体制強化

C 情報提供の充実（本編 P30）

- (1) 情報発信手段への市民の理解の促進と普及
- (2) コミュニケーション手段の確保

D 読書バリアフリーの推進（本編 P30）

- (1) 情報の取得及び利用
- (2) アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実及び普及

E 成年後見制度の周知・利用促進（本編 P31）

- (1) 成年後見制度の利用促進

F 障害のある当事者の参画（本編 P31）

- (1) 地域自立支援協議会当事者部会の開催
- (2) イベント等への参加

1 成果目標・活動指標

国の基本指針に即し、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る令和8年度までの各成果目標・活動指標を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2 指定障害福祉サービス等に関する目標値

指定障害福祉サービス等について、実績値や利用ニーズに応じた目標値を設定します。

(1) 訪問系サービス

- | | | |
|--------|--------------|--------|
| ① 居宅介護 | ② 重度訪問介護 | ③ 同行援護 |
| ④ 行動援護 | ⑤ 重度障害者等包括支援 | |

(2) 日中活動系サービス

- | | | |
|----------|--------------|--------------|
| ① 生活介護 | ② 自立訓練（機能訓練） | ③ 自立訓練（生活訓練） |
| ④ 就労移行支援 | ⑤ 就労継続支援 A 型 | ⑥ 就労継続支援 B 型 |
| ⑦ 就労定着支援 | ⑧ 就労選択支援 | ⑨ 療養介護 |
| ⑩ 短期入所 | | |

(3) 居住系サービス

- | | | | |
|----------|----------|-----------|----------|
| ① 共同生活援助 | ② 施設入所支援 | ③ 宿泊型自立訓練 | ④ 自立生活援助 |
|----------|----------|-----------|----------|

(4) 相談支援系サービス

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ① 計画相談支援 | ② 地域移行支援 | ③ 地域定着支援 |
|----------|----------|----------|

(5) 障害児支援系サービス

- | | | |
|---------------|--------------|------------|
| ① 児童発達支援 | ② 放課後等デイサービス | ③ 保育所等訪問支援 |
| ④ 居宅訪問型児童発達支援 | ⑤ 障害児相談支援 | |

3 地域生活支援事業に関する目標値

- ① 理解促進研修・啓発事業
- ② 自発的活動支援事業
- ③ 相談支援事業
- ④ 成年後見制度利用支援事業
- ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥ 意思疎通支援事業
- ⑦ 日常生活用具給付等事業
- ⑧ 意思疎通支援者養成研修事業
- ⑨ 移動支援事業
- ⑩ 地域活動支援センター事業
- ⑪ 障害児等療育支援事業
- ⑫ 障害者就業促進・安定化事業
- ⑬ 福祉ホーム事業
- ⑭ 訪問入浴サービス事業
- ⑮ 日中一時支援事業
- ⑯ 障害者小規模通所支援事業
- ⑰ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
- ⑱ 文化芸術活動振興事業
- ⑲ 自動車運転免許取得・改造助成事業
- ⑳ 知的障害者・障害児社会参加助成事業
- ㉑ リフトバス利用者助成事業
- ㉒ 障害者虐待防止対策支援事業

8 計画の推進体制 (本編 P51)

計画に即した施策の展開が円滑に行われるよう、その進行を管理していくとともに、事後の検証を行える体制を整える必要があります。

このため、計画策定後は、姫路市として少なくとも年1回は計画の分析・中間評価を実施し、「PDCAサイクル」による進行管理を行うとともに、姫路市地域自立支援協議会にその状況を報告し、意見を聴くこととします。

また、令和6年度(2024年度)以降においても、各種制度の周知、市民意識の向上を図るとともに市民ニーズの把握に努め、当該計画期間中に障害者福祉に関する施策に係る新たな行政需要が生じたときは、本計画において重点施策として設定していない場合も、できる限り柔軟に対応することとします。

姫路市 健康福祉局 福祉総務部 障害福祉課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL : (079) 221-2454 FAX : (079)221-2374